

東京都公安委員会告示第 2,195 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 4 第 6 項により弁明の機会を付与するので、同条第 7 項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 0 月 26 日

東京都公安委員会

記

- 1 弁明の機会の付与を受けるべき者及びその件名

別添のとおり

- 2 弁明書の提出先

江東区有明三丁目 7 番 26 号 有明フロンティアビル B 棟

警視庁交通部駐車対策課放置駐車対策センター違反金管理係

- 3 弁明書の提出期限

令和 8 年 11 月 24 日

- 4 公示事項

当公安委員会は、道路交通法第 51 条の 4 第 6 項の規定に基づき、納付命令を受けるべき者に対し、弁明の機会を付与する旨の書面（以下「弁明通知書」という。）を送付したが、所在が不明のため、弁明通知書を送達することができないので、当該弁明通知書は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、弁明の機会の付与を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

中山 英明
株式会社 ActOne
株式会社 ActOne
小花 貴美子
株式会社 Daisy
多賀 一樹
金 成玉
YANG JIACHENG
多賀 一樹
株式会社 MW
鈴木 久美子
太田 誠
太田 誠

放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-106-260911-202808)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-108-260917-207671)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-111-260912-426063)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-325-260917-407354)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-331-260831-211618)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-437-260924-203343)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-438-260902-202275)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-438-260928-420086)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-550-260820-201522)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-668-260910-411044)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-775-260917-203336)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-892-260817-417087)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-892-260818-202044)